

## 八王子市戸吹湯ったり館 指定管理者選定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 八王子市戸吹湯ったり館の管理運営を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市戸吹湯ったり館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(選定の基準)

第2条 選定にあたっては、八王子市戸吹湯ったり館指定管理者募集要項選定の基準及び八王子市戸吹湯ったり館指定管理者の選考に関する実施要綱に基づいて行う。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(構成)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学識経験者を、副委員長には健康福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 選定委員会は別表2に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(第一次選定委員会)

第7条 選定委員会に第一次選定委員会を置く。

- 2 第一次選定委員会は、指定管理者への応募が4者を超えたときに、審査基準に基づき評価順位上位4者を選定し選定委員会の選定に付す。
- 3 第一次選定委員会の構成は別表1に掲げる職員をもって組織する。
- 4 第一次選定委員会に委員長を置き、委員長には地域医療推進課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員が協議してその職務代理者を指定する。
- 6 第一次選定委員会においては、第4条第2項、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は健康福祉部 地域医療推進課において処理する。

- 2 応募のあった法人又はその他の団体について、応募資格審査及び応募書類の内容確認を健康福祉部地域医療推進課で行い、条件に適合するものを第一次選定委員会又は選定委員会の選定に付すものとする。なお、審査、確認に際して必要と認められる場合は直接応募者に説明を求めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は平成20年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は平成21年3月31日をもってその効力を失う。

別表1

委員会での職務	職 名
委員長	地域医療推進課長
委 員	保健総務課長、生活衛生課長、スポーツ振興課長、戸吹清掃工場長

別表2

選 出 区 分	委員会での職務	選 出 理 由
学識経験者	委員長	中小企業等の経営に詳しい学識経験者の立場から意見を求める
企業会計等実務経験者	委 員	企業会計・経営に詳しい実務経験者の立場から意見を求める
栄養士の団体	委 員	健康・衛生の観点から、食品提供に関する事業について意見を求める
はちおうじ健康づくり推進協議会代表者	委 員	市民の健康づくりを推進する立場から意見を求める
戸吹町会代表者	委 員	地元町会の立場から意見を求める
所管部長	副委員長	健康福祉部長
関係所管部長	委 員	保健担当部長（保健所長）
関係所管部長	委 員	生涯学習スポーツ部長
関係所管部長	委 員	清掃事業担当部長